

仕 様 書

1 物件名

令和6年度使用済小型電子機器等売払（単価契約）

2 契約の種類

単価契約（1 t 当たり単価）

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 使用済小型電子機器等の性状

発注者が引渡す使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）は、国のガイドラインに示す特定対象品目（以下「特定品目」という。）とする。ただし、若干の特定品目以外の小型家電等（以下「不適物」という。）の混入があった場合には、これを含めたものとする。

5 売払予定数量 21 t / 年

売払予定数量は、売却数量を保証するものではなく、予定数量の変動により受注者が損害を受けてもその損害を請求することはできない。

6 引渡し場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24

広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター

7 引渡し方法等

(1) 発注者は、賀茂環境センターに収集及び持込みされた廃棄物の中から小型家電を分別しフレコンバック（1,100φ×1,100H、1,000ℓ）に入れて車庫に保管する。

ただし、上記の保管方法に代えて当事者双方合意の下、合理的方法での保管が可能であると判断される場合は、この限りでない。

(2) 受注者は発注者の指示があった場合には、小型家電を速やかに受注者の車両で引取りする。

(3) 引渡し時間は原則として午前8時45分から午後4時までとする。ただし12時から13時の間は引渡ししない。

(4) 引渡し作業にあたり発注者は車庫に保管された小型家電を最終処分場2工区（第4槽）の受入ヤードに移動させ、その後、受注者が車両への積込を行う。

(5) 搬出の際は、発注者係員の指示により、発注者のトラックスケール（計量台寸法 2.7m×6.5m）で計量する。ただし、発注者のトラックスケールで計量できない場合は受注者のトラックスケールで計量することとし、この場合、計量重量を速やかに発注者に報告すること。

(6) 解体仕分け、運搬等に要する費用は受注者の負担とする。

(7) 保管用に使用するフレコンバックは発注者が用意するが、フレコンバックを再使用するため受注者は発注者に返却するものとする。

8 費用負担

小型家電の引取り等に係る経費は受注者の負担とする。

9 代金の支払い

- (1) 毎月月末締めとし、当月分の引取数量確認後、発注者の指定する方法により、代金を翌月月末までに支払わなければならない。
- (2) 代金に1円未満の端数が生じた場合には切り捨てとする。

10 遵守事項

- (1) 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき再資源化を行うとともに、不適物についても関係法令等を遵守し、受注者の責任において国内で適正に処理すること。
- (2) 受注者は小型家電の引取りに際し、発注者と連絡を密にして施設の運転に支障のないよう努めること。また、発注者の施設には小型家電の引取り以外にも一般搬入車両等の通行があるため安全作業に徹すること。
- (3) 受注者は、小型家電が落下及び飛散等する恐れのない車両を使用し、十分に注意して運搬すること。
- (4) 受注者は、道路交通法その他関係法令等を遵守しなければならないものとし、運搬中に発生した事故違反等はすべて受注者の責任とする。また、運搬途中において、異常等が発生した場合は、その状況及び結果を速やかに発注者に報告すること。
- (5) 小型家電の引取り後、選別して出てきた残渣は受託者の責任で処理すること。
- (6) 受注者は、個人情報が含まれている小型家電については、収集運搬や中間処理などの各段階において十分な個人情報の漏洩防止対策を行うこと。
- (7) 契約締結後、市況の変動があっても契約額の変更は行わない。